

投票区	地区・行政区名	投票所
一の宮地区		
1	町区、北区、東2区、西1区、西3区、塩塚	阿蘇市役所
2	古神区、西2区、東1区、東3区	一の宮体育館
3	分区	農業構造改善センター(分区公民館)
4	坂梨地区	坂梨公民館
5	古城地区	古城公民館
6	中通地区(荻の草を除く)	中通公民館
7	荻の草、舞谷	荻の草公民館
阿蘇地区		
8	内牧1区、3区、4区、5区、小里、茗ヶ原	阿蘇公民館(阿蘇体育館駐車場の道路向かい)
9	南宮原、湯浦、西湯浦、西小園	ふれあいプラザ北外輪
10	深葉	旧内牧小学校深葉分校
11	内牧2区、成川、折戸、宇土、浜川	内牧支所
12	狩尾地区	狩尾2区公民館
13	永草、枳、赤水、車帰、跡ヶ瀬、的石	赤水公民館
14	下西黒川、乙姫、黒川千丁	乙姫公民館
15	東黒川、坊中、南黒川、元黒川、北黒川、上西黒川	坊中公民館
16	西町、竹原、蔵原	竹原公民館
17	道尻、下役犬原、上役犬原	コミュニティセンター
18	山田地区(茗ヶ原を除く)	山田体育館(旧山田小学校体育館)
波野地区		
19	檜木野、赤仁田、山崎、仁田水、中江、滝水	波野支所
20	小園、小地野、笹倉	やすらぎ交流館
21	立塚、横堀、遊雀、中道	農村婦人の家
22	坂の上、大道	高齢者コミュニティセンター福寿荘

※投票所が変更となっています

熊本県知事選挙

投票日 **3月24日(日)** 午前**7時**~午後**6時**

※荻の草、舞谷、深葉地区は午後4時まで

1

選挙当日に投票所に行けない人は
期日前投票をご利用ください

期日前投票の際は入場券を必ずご持参ください。
あらかじめ、入場券裏面の「期日前投票宣誓書」に
記入しておく、受付がはやく済みます。

期日前投票所	投票期間
阿蘇市役所	3月 8日(金)~23日(土)
内牧支所	3月 16日(土)~23日(土)
波野支所	3月 16日(土)~23日(土)

時間はいつでも午前8時30分~午後8時

※入場券は3月7日(木)ごろ各家庭に配達予定です。

▶入場券裏面の宣誓書への記入方法

今回の選挙から、
理由の選択は不要
になりました。

氏名、生年月日、
住所を記入してく
ださい。宣誓年月
日は期日前投票に
行く日です。

不在者投票もできます

決められた手続きが必要です。希望する場合は早めにお尋ねください。

不在者投票の種類	このような場合に
他の市区町村で行う不在者投票	阿蘇市の選挙人名簿に登録されている人が、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。 ※郵便などでのやり取りが必要です。
指定病院などで行う不在者投票	不在者投票ができる施設として、都道府県から指定を受けた施設(病院や老人ホームなど)に入院(入所)中の人は、その施設で不在者投票ができます。 ※入院(入所)施設に申し出てください。
郵便等による不在者投票	身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する人や介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人で、郵便投票証明書の交付を受けている人は、自宅で投票ができます。 ※郵便投票証明書の交付には、阿蘇市選挙管理委員会への申請手続きが必要です。
その他	期日前投票期間中に18歳になる人は、誕生日の前々日まで不在者投票ができます。 誕生日の前日からは、期日前投票ができます。

3

選挙公報の配布方法

- 郵便局から郵便局に登録のある世帯へ配達(3月中旬ごろ)
- 市ホームページに掲載(県ホームページへのリンク)
- 本庁、各支所などの公共施設と市内コンビニへ備付

4

投票の方法

- 期日前・不在者投票 **記名式**(投票用紙に候補者の氏名を記入)
- 当日投票 **記号式**(投票用紙の候補者欄にスタンプで「○」を押印)



20歳になったら 国民年金

☎ ほけん課 ☎ 22-3145

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気や事故で障がいを負ったとき、家族の働き手が亡くなったときにみんなで暮らしを支え合うしくみです。

20歳以上60歳未満の全ての人が入会し保険料を納めることが義務付けられています。20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金保険料の支払い

令和5年度の国民年金の保険料は月額16,520円です。

※保険料をまとめて前払いすると、割引が適用されます。

※納付書(コンビニでも可)・口座振替・クレジットカードでの支払い方法が選べます。

▶ 学生納付特例制度

学生は本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予されます。学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(就業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人が特例の対象です。

▶ 納付猶予制度

学生ではない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料が猶予されます。

ポイント

➤ 将来の大きな支えに

国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

➤ 老後のためだけのものではありません

国民年金は、老後に受け取ることができる老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。

遺族年金は、年金加入者が死亡した場合、その年金加入者により生計を維持していた遺族が受け取ることができます。



あれこれ決められなくなる前に

成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、不動産や預貯金などの財産管理や福祉サービスの利用、施設への入所に関する契約などができない場合に、本人の権利を守るための制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります

法定後見制度はさらに3つの類型に分かれており、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。類型によって後見人などの援助の範囲が変わります。

法定後見制度

類型	判断能力	援助者
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分	保佐人
補助	判断能力が不十分	補助人

任意後見制度

判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や福祉サービスの利用契約など、自ら選んだ任意後見人に、支援してもらいたい内容をあらかじめ契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

こんな悩みありませんか？

ひとり暮らしの親の認知症が進行しており、

今後の生活が心配。

障がいのある子どもの将来の生活が心配。

最近、物忘れがひどく、財産の管理や契約関係が心配。

成年後見制度について詳しく知りたい。

まずは相談してください

市では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の相談や利用支援のほか、同制度の普及・啓発活動などに取り組んでいます。

☎ ほけん課 ☎ 22-3145
☎ 福祉課 ☎ 22-3167



詳しくは市ホームページ